

# 第四次川南町行政改革大綱

平成18年3月

川 南 町

## はじめに

21世紀を迎えた今日、少子高齢化の進展や町民ニーズの多様化、環境問題への関心の高まり等社会情勢が大きく変化している中で、地方分権が推進され、地方自治は新たな時代を迎えました。このような状況の下で本町は、当面自立した町づくりを目指すこととしており、本町が目指す将来像「生れて育ったことに誇りの持てるまち川南」実現のため、自らの責任において社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる体質を強化し、町民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図っていくことが必要であります。そのために本町は、これまでの行政改革の進捗状況及び社会経済情勢の変化を踏まえ、地方分権時代に即応できる行政体制の構築を図り、より簡素で効率的かつ創造的な行政運営の確立を目指すため、おおむね今後5年間にわたって取り組む新たな行政改革大綱を策定し、より一層の努力を重ねる所存であります。

平成18年3月1日

川南町長 内野宮 正英

## 目 次

### 第1 行政改革推進の考え方

- (1) これまでの取組みと今後の課題
- (2) 本町が目指す行政改革
- (3) 推進期間

### 第2 行政改革推進項目

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 定員管理の適正化
- (3) 給与の適正化
- (4) 定員・給与等の状況の公表
- (5) 人材育成の推進
- (6) 経費の節減合理化等財政の健全化
- (7) 補助金等の整理合理化
- (8) 民間委託等の推進
- (9) 公共工事
- (10) 公営企業の経営健全化
- (11) 公正の確保と透明性の向上
- (12) 地域協働の推進
- (13) 議会の活性化

## 第1 行政改革推進の考え方

### (1) これまでの取組みと今後の課題

本町では、地方分権推進の大きな流れや行政を取り巻く厳しい環境に適応した簡素で効率的な行政運営を確立するため、平成12年度に「第三次川南町行政改革大綱」を策定し、事務事業の合理化、財政運営の健全化、組織機構の見直し、定員・給与の見直しの基本方針に基づき、町民福祉の向上を目指して行政改革を進めてきた。

しかし、三位一体の改革をはじめとした構造改革の推進や広域的な行政需要の増大により、本町の財政状況は極めて厳しい状況にあり、激変する社会経済情勢に対応するためには、これまでの行政サービスから一步踏み込んだ施策の転換が求められる。

### (2) 本町が目指す行政改革

新たな大綱においては、厳しい財源の中でいかに効率的、効果的な行政運営ができるのかという命題に応えるとともに、組織機構について検討を加え、「生れて育ったことに誇りの持てるまち川南」の実現のための体制を構築するものである。

本町の行政改革は、行政のスリム化を図る中で、町民ニーズに応えうる簡素で効率的かつ創造的な行財政運営を主眼に置き推進するものである。

### (3) 推進期間

推進期間は平成18年度から平成22年度までのおおむね5か年とする。

## 第2 行政改革推進項目

行政改革推進の考え方を踏まえ、次の事項について重点的に取り組むものである。

### (1) 事務事業の見直し

限られた財源の中で新たな行政課題や複雑多様化する町民ニーズに的確に対応していくために行政、町民及び民間の役割分担を明確にし、行政関与の必要性及び行政効率・効果等を十分検証するとともに、絶えず見直しを行い、町民の立場に立った行政サービスの向上に努めていく。

## (2) 定員管理の適正化

新たな行政課題や町民ニーズが多様化しているが、一方では定員の一層の見直しが求められている。このため効率的な組織機構を実現し、可能な限り組織のスリム化を目指すことが必要で、事務事業の再編・整理、廃止・統合や民間委託化、OA化等と一体となって推進し、定員適正化計画を策定し、計画に定めた数値を目標に適正化に努めていく。

## (3) 給与の適正化

職員の給与水準については、人事院勧告や国・県の動向に配慮するとともに、他の自治体との均衡も考慮して引き続き適正化を推進する。

## (4) 定員・給与等の状況の公表

人事行政運営における公正性、透明性を確保し、住民の理解と協力が得られるよう定員・給与等の状況については毎年公表する。

## (5) 人材育成の推進

地方分権により職員には、今まで以上に高い法制執務能力や高度なコミュニケーション能力が求められている。組織を活性化させるためには、資質の高い人材確保に努め、職務遂行能力を高めるための研修を実施するとともに職務実績を評価する制度についても検討する。

## (6) 経費の節減合理化等財政の健全化

全ての事務事業を対象とし、「真に町民が求めている施策は何か」を判断するため、その必要性、緊急性、行政関与の妥当性などの観点から見直し、経費の節減を行い財政の健全化を図る。

## (7) 補助金等の整理合理化

補助金については、行政の責任分野、経費負担のあり方、補助効果を調査のうえ整理合理化を推進する。また、補助金を新設する場合は原則として期間を限定し、事務事業の施策の評価を行う。

#### (8) 民間委託等の推進

町民サービスの確保に留意しながら、コスト面やサービス面において効果が期待できる業務については、指定管理者制度の活用や民間委託等を推進する。

#### (9) 公共工事

厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用するため、積極的にコスト削減の施策に取り組むとともに、公共工事の透明性、公平性、競争性、効率性を高める。

#### (10) 公営企業の経営健全化

公営企業は、独立採算性の原則の下に、経営基盤の安定と地域住民へのサービス確保のため、経営の現状及び将来の見通しについて再点検を行い、経営の健全化に努める。

#### (11) 公正の確保と透明性の向上

町民の信頼のもとに行政を推進していくため、行政手続制度や情報公開制度等の適正運用を図り、行政運営の公正の確保と透明性の向上に努める。

#### (12) 地域協働の推進

町民が主体となったまちづくりを進めるため、町民と行政の役割分担を明確にして積極的な情報の提供と支援を行い、町民の自主的な活動ができる体制づくりを支援し、地域の活性化を図る。

#### (13) 議会の活性化

地方分権の進展に伴い、地方議会の果たすべき役割がますます増大しており、これらを踏まえた議会運営が一層強く求められている。各種政策の立案や審議を通じて住民の多様な意見が十分に反映されるよう開かれた議会活動が期待される。